

(1) 被告が、本件連絡会名義の本件ツイッター及び本件ツイログに本件書込①～④を書込んだことは当事者間に争いがない。したがって、本件連絡会が権利能力なき社団であるとしても、本件書込①～④により名誉毀損の不法行為が成立する場合、被告は、原告に対して不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

ところで、ある表現について名誉毀損の成否が問題となっている場合、行為者が免責を受けるためには、その表現が事実の摘示であるときは、当該表現が公共の利害に関する事項についてのものであること、当該表現の目的が専ら公益を図ることにあること、摘示に係る事実が真実であること又は真実であると信じるにつき相当の理由があることを証明する必要があるのに対し、問題となっている表現が特定の事実を基礎とする意見ないし論評であるときは、当該表現が公共の利害に関する事項についてのものであり、当該表現の目的が専ら公益を図ることにあつて、表明に係る内容が人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない場合に、その意見論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたとき、または、行為者において、当該意見等の前提としている事実の重要な部分を真実と信じるにつき相当の理由があるときは、その故意又は過失が否定されるという差異がある。

そこで、本件書込①～④が、「本件各処分場から（遮水シートが破損して）、保有水等が確定的に漏洩している」という事実を摘示するものであるか否かについて検討する。

ある表現が、事実を摘示するものであるか又は意見・論評であるかの区別については、当該表現が意見ないし論評の表明に当たるかのような語を用いている場合にも、一般の表現の受け手の普通の注意と読み方とを基準に、前後の文脈や表現の公表当時表現の受け手が有していた知識ないし経験等を考慮すると、証拠等をもってその存否を決することが可

能な他者に関する特定の事項を主張するものと解されるときは、その表現は、その事項についての事実の摘示を含むものというべきである。

また、本件における表現は、ツイッター上の表現及びそれをログ化したツイログ上の表現であるが、ツイッターやブログなどの連続性のあるインターネット上の書込みは、容易に前後の書込みやリンク先の情報に接することが可能であるし、その前後で表現者がいかなる記述をしているかについても、一般読者の関心事であると解されるから、上記判断にあたっては、問題とされる当該書込みだけでなく、その前後の一連の書込みやリンク先の情報を考慮するのが相当である。

- (2) これを本件についてみると、本件書込①～④は、ツイッター上の表現及びそれをログ化したツイログ上の表現であるが、ツイッター上の表現は、140字という字数制限がある中で、継続的に情報、意見、感想などを簡潔に発信し、これに対してフォロワーが感想や意見等を書き込むことができるものであり、その表現はおのずと簡潔なものとならざるを得ず、厳密な論証を行うことが難しいと認められること、本件書込①～④には、長野県が行った第2処分場の保有水や地下水などの検査結果を掲載したホームページのURLがリンク先として記載されており、より具体的な検査結果に接することが容易な状況にあること、その上で、検水井で多量の塩化物イオンが検出され、塩化物イオンと臭素イオンの比率が浸出水と検水井において類似する値である旨が記載され、これに引き続き「ほとんど」と修飾が付された上で、「漏洩確定」との指摘が行われていること、本件書込①～④以前になされた本件書込⑪、⑭、⑮、⑯、⑲、⑳及びその他の書込にも、検査結果を援用した上で、「黒に近いグレー」（本件書込⑪）、「漏洩の疑いが極めて高い」（本件書込⑰）、「漏洩疑惑」（本件書込⑲）、「これが漏洩でなくてなんなのか」（本件書込㉔）などの一連の記載があり、これらの一連の記事は概